

広島県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和八年八月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道本郷久井線	三原市本郷町字南中桝四三三七番三地从先から 三原市本郷町字北中桝四六九八番一地从先まで	令和八年七月二十三日